

Weekly Report

第 739 号

令和 6 年 3 月 18 日

経営者保証を不要にできる信用保証制度等

中小企業の資金調達において、経営者保証に依存しない融資を促進するため「事業者選択型経営者保証非提供制度」と「プロパー融資借換特別保証制度」の取扱いが今月15日から開始されました。

◆事業者選択型経営者保証非提供制度の概要

本制度は信用保証付融資について、保証料率の上乗せを条件に経営者保証を提供しないことを選択できる制度です。

◎要件……①過去2年間、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出している、②直近の決算で代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上相当である、③直近の決算において債務超過でない、又は直近2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でない、などを満たす必要があります。

◎上乗せ保証料率……上記③の要件を両方満たす場合は所定の保証料率に0.25%、いずれか一方を満たす場合は0.45%を上乗せします。

◎保証料補助（時限措置）……令和7年3月末までの申込分は0.15%、～8年3月末までは0.10%、～9年3月末までは0.05%を国が補助します。

◆プロパー融資借換特別保証制度の概要

本制度は経営者保証を提供したプロパー融資（信用保証を付さない融資）について、経営者保証を提供しない信用保証付き融資へ借換を認める制度です。

◎要件……①資産超過である、②EBITDA有利子負債倍率【（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費）】が15倍以内である、③法人・個人の分離がなされている、④返済緩和している借入金がないことを満たす必要があります。

◎取扱期間……令和9年3月末までの時限措置です。

障害者への「合理的配慮の提供」が義務化

本年4月から改正障害者差別解消法が施行され、事業者による障害者への「合理的配慮の提供」が義務化されます。

合理的配慮とは、個々の場面で障害のある方から「社会的なバリアを取り除いてほしい」旨の意思が示された場合（例えば、飲食店で「車椅子のまま着席したい」という申し出など）には、負担が過重でない範囲で必要かつ合理的な対応をすることとされています。

また、①必要な範囲で本来の業務に付随するものに限ること、②障害のない人と同等の機会提供を受けるためのものであること、③事務・事業の本質的な変更には及ばないことに留意が必要です。

雇用契約書等は電帳法（電子取引）の対象

国税庁は電子帳簿保存法に関する「お問い合わせの多いご質問」を更新し、従業員を雇用する際、賃金や契約期間、支払方法などに関する事項が記載された「雇用契約書」や「労働条件通知書」の授受を電子メールやクラウドサービスなどの電磁的方式により行う場合は、電帳法における電子取引に該当することを明らかにしています。

そのため、雇用契約書等のデータは電子取引データとして原則、改ざん防止措置などの要件に従って保存する必要があります。